



＊成年後見制度には，成年後見人のほか，定められた事項についてのみ同意権•代理権を有する保佐人•補助人という類型もあります。詳しくは最寄りの司法書士事務所等でお尋ねください。

$\star$ 例えば，相続問題で親族間に対立がある場合や，財産が多く管理が複雑な場合など。
大第三者が後見人に選任された場合には，後見人に対して報酬が支払われます。

＊正式に後見人が選任されるまでの間財産を管理する人。


こうして，ナツミさんはハルコさんの財産管理者として，契約を取り消す ことができました。その後成年後見人 にも選任され，ご本人の権利擁護が はかられるようになりました。

——終——

